参考資料

目 次

基本政策部会中間報告に関する意見聴取の結果 (国土審議会第5回基本政策部会提出資料より抜粋)

国土のモニタリングの試行報告 (国土審議会第6回基本政策部会提出資料)

国土計画関係基礎資料 (基本政策部会等の調査審議に供した基礎的な資料を収録)

今後の調査審議の課題 (第1回国土審議会提出資料)

国土審議会基本政策部会の調査審議事項及びスケジュールについて (国土審議会第1回基本政策部会提出資料)

国土審議会基本政策部会委員名簿

「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」に関する審議経過・・・・・・

(部会の委員の役職については、平成14年11月28日現在のものを記載している。)

基本政策部会「中間報告」に関する意見聴取の結果 (第5回基本政策部会提出資料より抜粋)

基本政策部会中間報告に関する意見聴取の結果

1. 趣旨・目的

基本政策部会の調査審議等に資するため、中間報告の内容等について、地方公共団体に対してはアンケートを実施するとともに、地元経済団体等に対しては広域計画のあり方について意見聴取を実施した。

2. 意見聴取等の実施

(1) 地方公共団体へのアンケート調査(その1:土地利用に関する計画を除く)

実施時期

平成14年3月に郵送にて実施。

アンケート対象

47 都道府県及び 12 政令指定都市 (広域計画のあり方については、北海道、沖縄県及び札幌市を除く。)

結果

2ページ以降掲載

(2) 地方ブロックの地元経済団体等からの意見聴取(広域計画について)

実施時期

平成 14 年 3 月 ~ 6 月の期間

意見聴取の対象

東北経済連合会、北陸経済連合会、中部経済連合会、中部経済同友会、名古屋商工会議所、 関西経済連合会、大阪商工会議所(近畿商工会議所連合会) 関西広域連携協議会、中国経 済連合会、四国経済連合会、九州・山口経済連合会の11団体

意見の概要

14ページ以降掲載

- (3) 地方公共団体へのアンケート調査(その2:土地利用に関する計画)
 - 1)都道府県及び政令市に対するアンケート調査結果

実施時期

平成14年1月実施。

アンケート対象

47 都道府県及び12 政令指定都市

2)市町村に対するアンケート調査結果

実施時期

平成13年3月実施。

アンケート対象

3,229 市町村

結果については、**エラー! ブックマークが定義されていません。**ページ以降掲載

(1)地方公共団体へのアンケート調査(その1:土地利用に関する計画を除く)

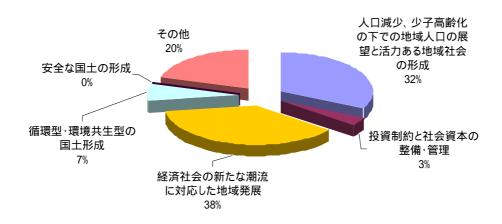
【第 部関係】

地域において速やかに対応すべき課題について

地域において速やかに対応すべき課題として、『経済社会の新たな潮流に対応した地域発展』『人口減少、少子高齢化の下での地域人口の展望と活力ある地域社会の形成』とする地方公共団体が多い。

その他の意見

いずれも速やかに対応すべき課題である。



・ 大都市部では「都市の再生」を挙げている。

地域が主体となった地域資源の有効活用と個性ある地域づくりについて

地域づくりは、地域が自らの選択と責任で地域づくりに取組むとともに、国はそうした地域の取組への支援を行うべきこと、一方で国としては、戦略的に対応すべき課題を明確化し、課題に対応した目標、基本方針等を全国計画で示していくべきとしているとの指摘については、<u>9割以上の地方公共団体が妥当なものとしている。</u>

2層の広域圏による広域対応の重要性について

多くの地方公共団体が広域的な対応の必要性を認めているものの、中間報告で示された2層の広域圏の内容に対して「必ずしも妥当でない」との意見が1/3を占めた。

懐疑的な意見

・ <u>「生活圏」が広すぎ、大きすぎるのではないか。</u>また、基準として、人口規模・時間距離だけでなく地域の実情を反映させるべき。「地域ブロック」についても地域の一体性など地域の実情を考慮すべき。

厳しい投資制約の下での国土づくりにおける対応の方向性について

戦略的に取組むべき重要課題の明確化とそれに対応した社会資本整備の一層の重点化、アウトカム的な目標の重視等といった、社会資本の整備・管理におけるハード施策・ソフト施策の適切な組合せの重要性については、概ね9割の地方公共団体が妥当なものとして認識している。

妥当ではないとする意見

利用率など効率性のみで判断されるべきではない。

【第 部関係】

『1.国土計画の改革のねらい』について

今後の国土計画の基本目標について

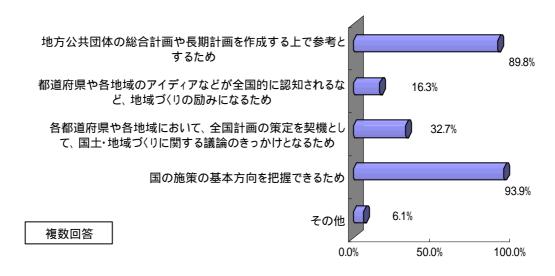
多様性に富み、安全で美しい国土、 地域の自立と個性ある発展を実現する国土、 地球社会の持続可能な発展と調和した国土を形成し、 より良い国土を次世代に継承していく、という新たな国土計画の基本目標については、ほぼ全ての地方公共団体が妥当であるとしている。

その他の意見

活力ある日本の形成といった視点が必要ではないか。

全国計画の有用性を認めているポイント

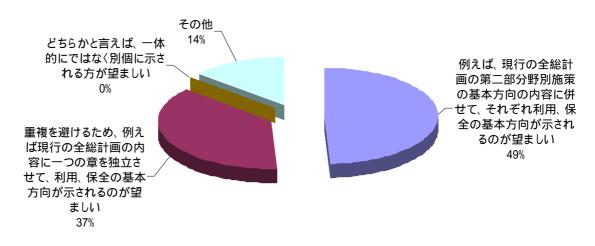
「国の施策の基本方向を把握できるため」、「総合計画や長期計画を策定する上での参考となる ため」とする解答が多く、ともに9割前後となっている。



国士の利用、開発、保全に関する総合的な指針を一つの国土計画として示すことについて 章を別立てして示す方が望ましいとする意見が4割弱あるが、全体的には一つの計画として示されることが望ましいとしている。

その他の意見

一体的に示されることは妥当であるが、具体的にはその内容次第である。



『2.国土計画のマネジメントサイクル』について

国土計画が示すべき事項について

中間報告で示された国土計画が示すべき課題とその対応策等の重点化・絞り込みの考え方については、9割の地方公共団体が妥当であるとしている。

その他の意見

指針よりも多様な選択肢を提示することの方が望ましい。

(参考:中間報告で示された国土計画が示すべき事項)

「国が策定する国土計画が示すべき課題と対応策は、)国家が戦略的に行うべき事項)効果や影響の及ぶ範囲が全国的、広域的な事項)国民生活の共通の基礎条件として行うべき事項を中心に、重点化し、 絞り込むことで関係主体への指針性を高める。全国計画は、国土のビジョンを示すとともに、上記のような 事項の中で、国土計画上の重要な課題に対して、全国的な視点からの目標、課題と対応策を示す。」「広域プロック計画は、都府県を越えた広域的な目標、課題と対応策に計画内容を絞ることで、その指針としての役割を明確にする。」

全国計画における地域別の整備方針の示し方について

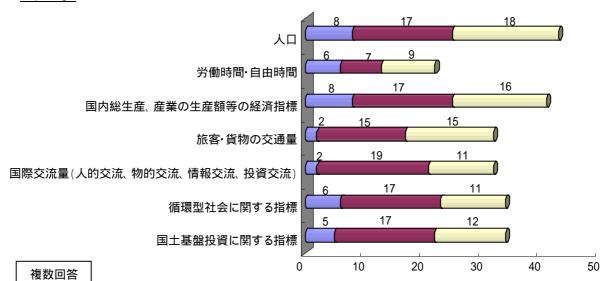
全国計画で地域別の整備方針を詳述しないことについては、2/3の地方公共団体が妥当であるとしているが、約1/6の地方公共団体は妥当でないとしている。

妥当ではないとする意見の具体的内容

- 現行の全総計画程度の記述は必要。
- 広域ブロック整備の基本的な考え方は記述すべき。

国土計画におけるマクロフレームの提示について

- ・ マクロフレームの提示を期待する場合、「人口」、「国内総生産、産業の生産額等の経済指標」 の提示を期待する地方公共団体が9割前後と最も多くなっている。
- ・ マクロフレームを提示するまとまりは、ブロックレベル又は都道府県レベルを希望する意見が多い。



国土計画における質的な評価のための指標の提示について

国民が効果を実感できるアウトカム的な指標の導入や土地利用に関する質的な評価のための目標 設定については、ほぼ全ての地方公共団体が妥当であるとしている。

その他の意見

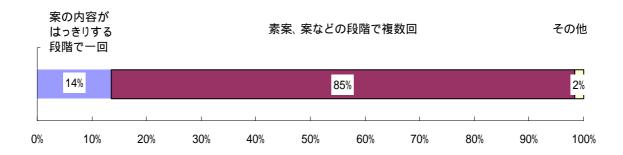
- ・ 定量的な指標の設定は重要であるが、それのみをもって絶対的な評価をすることはできない、 また指標そのものの妥当性も常に検証していくことが必要。
- ・ 目標や評価の具体像を示すべき。

全国計画策定時における意見聴取について

- ・ <u>8割以上の地方公共団体が、計画の決定までに意見聴取を複数回行うことが望ましいとしてい</u>る。
- ・ 意見聴取の行い方については、書面のみ行えばよいとしているのは約2割であり、対面による 意見交換を行う方が望ましいとする意見が多い。

その他の意見

・ 回数だけでなく、意見聴取のチャンネル (手段)も多様化すべき。

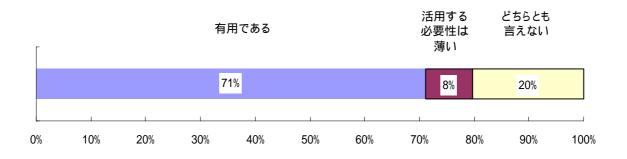


国土のモニタリングと情報の公開・提供について

国土に関する各種の情報収集・分析とその公開・提供については、<u>7割の地方公共団体が、自ら</u>の計画策定の参考になるなど有用であるとしている。

整備を希望する情報

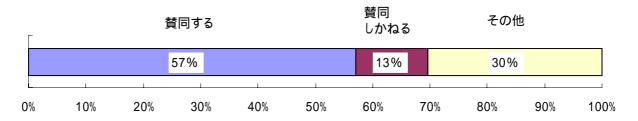
- ・ <u>経済社会情勢、国土基盤整備状況、自然環境の状況、関連施策の推進状況とその効果等に関</u>する情報の整備・提供を希望するものが多い。
- ・ その他、グローバル化に関する情報、国民意識、衛星画像情報等。



『3.広域計画のあり方』について

広域ブロック計画の策定方法

- ・ 関係地方公共団体を中心とした地域の各主体が参加・協議して原案を作成し、その上で国が 計画決定するという方法について、<u>約6割の都府県・政令市(以下「県等」という。)が賛同。</u>
- 「その他」でも、国が調整役で参画する等の条件付きで賛同している県等もある。
- ・ <u>地方公共団体間の調整が困難</u>という課題を指摘する意見は、策定方法についての賛否にかか わらず全体の約3割。



< 各意見の具体的な内容 >

賛同する

- 地域の実態に即した計画となり、計画推進の意識も高まるので有意義。
- ・ 中部圏で既に制度化されており、問題はない。

賛同しかねる

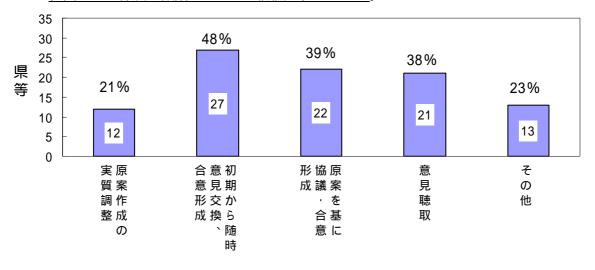
・ 地方公共団体間の水平調整は困難であり、原案作成も国が主体となるべき。

その他

- ・ 権限・財源のある広域主体がない現状では計画の実効性に疑問。過渡的に地方支分部局を策 定主体としては。
- ・ 広域ブロック計画の必要性について、地域で検討する必要がある。

原案作成における民間主体の参画

・ 民間主体として、学識経験者、経済団体、NPO、シンクタンク等が挙げられているが、 参画する主体及び段階についての認識は、さまざま。



< 各意見の具体的な内容 >

原案作成の実質調整

- ・ 広域的な視点で地域課題をとらえられる学識経験者や地域ビジョンを作成している経済団 体等に中立的な立場での意見調整の役割を期待する。
- ・ 原案作成の実質的調整を民間主体には期待せず、地方公共団体が中心となって行うべき。

初期から随時意見交換、合意形成

- ・ 地域の実情を把握している民間主体と初期段階から意見交換を行い、<u>計画の方向性について</u> コンセンサスを形成することが望ましい。
- ・ 初期段階からの参画では<u>意見集約が困難</u>となりうる。

原案を基に協議・合意形成

- ・ 民間主体との協議にはたたき台となる原案が必要で、意見ももらいやすい。
- ・ 地方公共団体が作成した原案に対する協議では民間主体の意見が反映されにくい。

意見聴取

・ 活動テーマに沿ったヒアリングやアンケート、インターネット等の活用により、幅広く意見 を聴くことは重要。

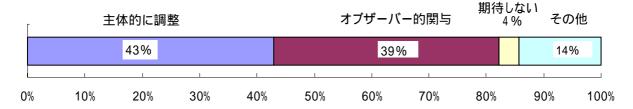
その他

- ・ NPOは特定の団体を選ぶより、インターネットによる意見聴取等、<u>自主的な参加が可能な</u> 形態が望ましい。
- ・ 原案作成に当たっては民間主体の意見を反映できる方法が望ましいが、原案の最終決定及び 国への提出は地方公共団体が行うべき。

関西の県等からは、関西広域連携協議会等の既存の団体を有効活用すべきという意見が多い。

計画原案作成における国の地方支分部局との連携

- ・ 地方支分部局に何らかの役割を期待している県等は、全体の8割超。
- ・ 具体的役割としては、「主体的に調整」と「オブザーバー的関与」が均衡。
- 原案作成段階では地方支分部局は関与すべきでないという意見もある。



< 各意見の具体的な内容 >

主体的に調整

・ <u>県等間の水平調整は困難で、コーディネート役が必要</u>。計画の実効性を担保するためにも地 方支分部局が適任。

オブザーバー的関与

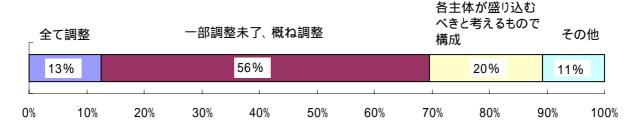
・ 実効性担保のため連携は必要だが、地域の自主性を最大限尊重するために関与は限定すべき。

期待しない

・ 地方支分部局との調整と、各省庁間調整の二度手間が生じるおそれがある。

地域の各主体間の調整により作成された原案の程度

- ・ 各県等が想定する原案作成方法を前提とすれば、全て実質的に調整可能とする県等が約1割、 一部調整未了でも概ね調整可能とする県等は約6割。
- 「各主体が盛り込むべきと考えるもので構成された原案」とする県等は約2割。



< 各意見の具体的な内容 >

全て実質的に調整可能

・ 国の地方支分部局が調整役となれば可能。

一部調整未了でも概ね調整可能

- 多様な主体が参加すればするほど、一部調整未了となることは否めない。
- ・ 実効性が担保されないと、総花的な計画となる可能性が高い。

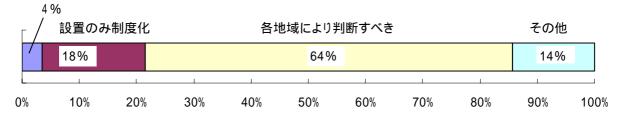
各主体が盛り込むべきと考えるもので構成された原案

多様な主体間の調整は困難であり、原案は総花的な内容にならざるを得ない。

原案作成のための協議の什組みの制度化

・ 協議会について、メンバー構成を含めて制度化することが望ましいとする県等はほとんどなく、設置だけを制度化すべきとする県等が約2割、<u>設置自体各地域により判断すべきとする県</u> 等が約6割。

メンバー構成を含め制度化



< 各意見の具体的な内容 >

設置及びメンバー構成を制度化

計画の位置づけを明確にするためにも、中部圏方式と同様に制度化が必要。

設置のみ制度化

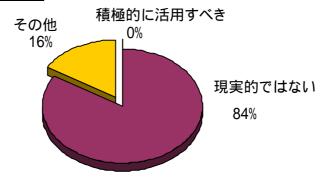
- ・ 制度化することにより、協議の仕組みについての調整までを行う必要がなくなり、<u>実務作業</u>が進め易い。
- ・ メンバー構成は地域の自主性を尊重すべき。

各地域により判断すべき

- 地域の実情が異なるため、原案作成のための協議体制も地域に委ねるべき。
- 中部圏方式が必ずしも良いとはいえない。

広域ブロック計画策定における広域連合の活用

・ 広域ブロック計画策定のために広域連合を活用することについては、<u>現実的ではないとする</u> ところが全体の8割を超える。



<主な意見>

- ・ 広域連合は地域の具体的な行政需要に対応するために設置されるもので、<u>各県の利害調整や</u> 総合的な計画策定のような目的はなじまない。
- · 計画の実施権限・財源委譲が行われない限り、計画策定だけでは作業の煩雑さが増すだけ。
- ・ 都道府県合併や道州制との関連について問われることが予想され、現時点では慎重に検討する必要がある。
- ・ 既存の広域連携団体等を活用することで対応は可能。

複数の広域ブロック計画に重複している区域のあり方について(主な意見)

圏域の重複をなくすメリット(16県等回答)

- ・ 圏域の帰属意識が高まり、ブロックの一体性が醸成される。
- ・ <u>計画間の矛盾が生じることがなく、地域づくりの方向性が明確になり</u>、全体の体系としてわかりやすくなる。
- 事務が煩雑にならない。

圏域の重複をなくした場合のデメリット(28県等回答)

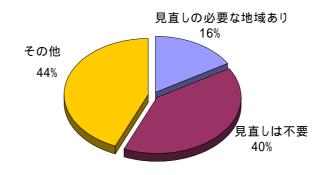
- ・ 社会経済実態と計画が一致しなくなり、計画の有効性、実効性がそがれる。
- ・ 県内でいずれの圏域に属するか明確にすることが難しい区域がある。
- ・ <u>これまでの交流・連携が広域ブロック計画に十分反映されなくなり、取組みが後退する恐れ</u>がある。ブロック計画間の整合が図りづらくなり、圏域をまたぐ地域連 携などを積極的に打ち出すことが困難となる。一つの圏域にする場合、他のブロッ ク圏域との間での活動にも配慮が必要。

複数の圏域に重複している県(三重、滋賀、福井、石川、富山)の意見

- ・ <u>北陸地域の全部が中部圏の一部</u>となっているため、それぞれの計画には同様な発展の方向性が示されている。この点から計画は1つでいいと考えるが、<u>いずれの計画の圏域に属するかは、</u>計画に盛り込む内容(計画の趣旨)によって判断すべき。
- ・ 地域特有の理由、これまでの実績等から重複は許容すべき。
- ・ 重複しているのは、<u>それぞれの圏域との深いつながり</u>があるからで、そこから外れた場合に その圏域の計画が有効なものとなるのか疑問。一つの圏域を選択することは現状では困難。
- ・ どの圏域に属するかは<u>最終的には住民の意思が重要</u>。市町村合併等により住民の意識も変わってくる場合があり、これを把握することは容易ではない。
- 二つの圏域の結節点にあって、両圏域での様々な交流・連携の取組みの成果をあげており、一律に圏域の重複をなくすことは適当ではない。

圏域の見直しの必要性について

・ 現行計画の圏域について、<u>見直しが必要な地域があると考える県等は2割弱</u>。 「その他」として、<u>自らが属する圏域については現行のままでよいとする県等も含め、見</u> 直しは不要とする県等が約6割。



見直しが必要な地域ありとする意見の具体的内容

- ・ <u>徳島県</u>については、近畿圏とのつながりが深く、その一員として連携に取り組んでおり、圏 域の重複を認めた上で近畿圏にも含めるべき。
- ・ 経済・社会的な実態を踏まえて圏域を見直す必要があり、長野県は首都圏にも属すべき。
- ・ 「歴史的・文化的な背景」、「地域住民等の生活・経済圏」という点では、<u>九州地域を南北に</u> 分ける必要がある。「大都市圏整備という目的や、一体的な経済圏域形成等の観点」からは、福

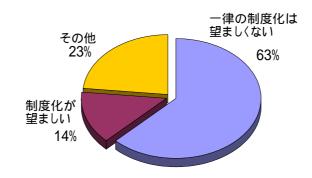
岡県を中心として、佐賀県や山口県の一部を含む圏域も考えられる。見直しに当たっては、調整方法等をセットで議論すべき。

その他の意見

- ・ 北陸3県に新潟県を加えた4県として連携を強化することも一つの考え方。
- 今後の時代潮流の変化によっては見直しが必要な地域が出てくる。
- 各県の判断により決めるべき。
- ・ 個別のテーマ毎に圏域を設定すべき。
- ・ 近畿圏という広域ブロックとして一括りにして整備方向を示すのは困難であり、「大都市地域」と「周辺地域」を分けて整備方向を示す方がよりわかりやすい計画になる。

課題に応じた自発的な連携による広域計画(特定広域計画)について

・特定広域計画については、国による支援等は逆に地方の中央依存体質を助長することにもつながり、地方の自立的な取組の芽を摘んでしまうことにもなりかねないので、一律の制度化は望ましくないと考える県等が6割を超える。



国の支援等についての一律の制度化は望ましくないとする意見の具体的内容

- 地方の自主性に任せて、国は関与すべきではない。
- ・ <u>国の支援等の法制化は必要なく、現行の形式</u>(国土総合開発事業調整費や地域連携支援ソフト事業等による計画策定や各種事業の支援等)が望ましい。
 - 「制度化が望ましい」「その他」を選択して同趣旨の意見を述べた県等もあった。
- ・ 一律の制度化ではなく、メニューとして国の支援策を用意し、必要と判断するところが自由 に選べるなど、地域の実情に合わせることのできる柔軟な仕組みが望ましい。

制度化が望ましいとする意見の具体的内容

- · 計画策定や計画に基づいて連携して行われる事業に対する支援を期待する。
- ・ 国による支援のメニュー化は難しいので、総合補助金的な支援制度の創設が望まれる。
- ・ 地方への権限、税財源の移譲が十分ではない段階では、連携へのインセンティブを与える国 の支援等の制度化に期待する。

その他の意見

・ 国が支援を行う場合には、支援の意思決定を地方支分部局とし、また、「競争」と「協調」 を重視した上で、地方自治体ではなく、地域づくりのステークホルダーが参加したパートナー シップ、コンソーシアムを対象に支援を行うべき。

- ・ 圏域を固定した広域ブロック計画よりもむしろ自発的な連携の支援を重視すべき。国は、権 限や財源を移譲すべき。
- ・ 複数の広域ブロック計画に重複している区域について、任意の特定広域計画を活用してはど うか。

広域ブロック計画において取り組む課題について

・ 広域ブロック計画において、中間報告に示されている3つの広域的な課題に対応することについては、約9割の県等が適当であると考えている。

広域ブロック計画において取り組むべき広域的な課題 (主な意見)

- ・ 観光、環境保全、へき地医療体制、大規模災害対策、ユニバーサルデザインの普及
- · 水資源、離島振興、中山間対策、高等教育
- · 広域交通網、情報通信網
- ・ 現状の課題への対応にとどまらず、超長期の視点で戦略的に地域形成を進めていくためのビジョンを示すべき。
- ・ 広域ブロックのアイデンティティの形成や国土全体の中での役割を示すべき。

適当ではないとする意見の具体的内容

・ <u>都府県レベルでどのような点がフルセット主義なのか不明</u>。一律に「フルセット主義を排し」 とするのではなく、地方公共団体のレベルや施設等の内容に応じてきめ細かく考えるべきであ り、その定義・内容を明確にすべき。

「その他自由意見」を選択し、同趣旨の意見を述べた県等もあった。

その他の意見

- 従来の広域ブロック計画との差異がどうなるのかが示されるべき。
- ・ 広域ブロック計画に掲げる事業については、国が責任を持って実施する広域プロジェクトで、 地域のニーズを反映したものに重点化すべき。

広域ブロック計画におけるマネジメントサイクルの導入について(主な意見)

導入についての主な意見

- ・ マネジメントサイクルの導入は必要。住民の視点に立った成果を表す指標の設定や図面等の 作成・公表等、中間報告に示されている方向性は妥当。
- ・ マネジメントサイクルの検討においては、計画の実効性を担保する仕組みを同時に検討すべ き。
- ・ 基本計画を頂点とする計画体系の見直しの検討の中でマネジメントサイクルについても考える必要がある。(整備計画や事業計画の機能をマネジメントサイクルの中で考えるべき。)

指標の設定等についての主な意見

住民にわかりやすい指標にすべき。

- ・ 経済性、効率性だけでなく、地域住民の満足度といった視点も重要。
- ・ 全国計画とのリンクも必要であり、特に<u>ナショナルミニマムに関する事項については統一的</u> な指針が示される必要がある。
- 指標の使い方や設定については十分な議論が必要。

評価体制についての主な意見

- 指標の設定や評価については国の責任において行うことを明確にすべき。
- ・ 適切に計画評価・リボルビングできる体制について十分な協議が必要。
- ・ マネジメントサイクルにおいても地域の主体的な参画が望ましい。
- ・ 国が最終的に計画決定し、国において評価を行った上で事業主体に対し施策実施を働きかけるのであれば、その対象に都府県事業が含まれるのは地方分権の趣旨に合致しない。計画に盛り込む具体的施策は国の直轄事業のみにすべき。

全体を通じた自由意見(主な意見)

総論

・ 具体的な仮想モデルを提示するなどして、さらに意見聴取を行っていくべき。

国土づくりの基本的な考え方について

- ・ 地域格差は是正されておらず、「知恵と工夫の競争による活性化」を言うならば、<u>地域的な</u> 情報格差の是正など競争条件を揃えるべき。
- ・ 「機会均等の確保」につながる一定水準の条件整備の実現を、国の役割、国土計画の理念として掲げるべき。
- ・ 過去のストックが多い地域において更新投資需要が増大することは当然であるが、<u>今後とも</u> 社会資本整備が必要な地域への新規投資を確保することは政策上の課題

計画の実効性について

・ 計画の実効性の確保には、新たな国土計画と各省庁の個別計画との調整が必要。特に<u>国土計</u> 画記載のアウトカム目標の実現については優先されるべき。

計画評価について

- ・ 個々の施策が指標の推移にどのように寄与したのかを<u>客観的に分析・評価する手法の確立を</u> 期待する。また、執行指標との併用など、指針性を保つための工夫が必要と考える。
- ・ 社会資本の整備目標の見直しを行う際には、地域特性を生かした整備が可能となる仕組みが 必要と考える。

地方分権の推進について

- ・ 中間報告にある地方分権推進の考えを是非国土計画体系の改革の中で実現すべき。
- ・ 国は地域の主体的・自発的取り組みを促進するため、権限や税財源を移譲すべき。

(2)地方ブロックの地元経済団体等からの意見聴取(広域計画について)

広域ブロック計画に期待する役割・メリット

- ・ 経済団体として広域的に取り組んでいる課題*は<u>圏域全体で取り組んだ方がスケールメリットがあり</u>、財政制約の強まりや社会の広域化等の課題に対応できる。広域ブロック計画において地方公共団体と連携することにより、そうした課題への対応が容易となることが期待される。 *ベンチャー創出支援等地域経済振興、交通・物流、情報化、都市環境、資源リサイクル、広域防災、観光、国際交流等
- ・ 圏域としての<u>将来ビジョンが明確になり、戦略的な地域整備が可能となる</u>。さらには、<u>フルセット主義の見直し、効率的・効果的な地域整備により、「個性ある発展」に重点が置かれる</u>ことになることを期待。
- ・ コストの圧縮、投資効率の向上、行政の基本機能の向上による<u>自治体能力の強化等が期待さ</u>れることから、地域の経済活性化につながる。

広域ブロック計画の策定方法(経済団体としての関与・役割について)

- ・ 経済団体は多数の会員企業を抱えており、<u>民間企業の立場及び幅広い観点から意見を集約</u>でき、新鮮かつ大胆な発想で提案を行えるため、広域ブロック計画策定に際して果たす役割は重要。
- ・ 経済団体は<u>県境を越えてものごとを捉えることができる</u>という点からも計画策定に参画すべき。さらには、<u>各県のプロジェクト等のまとめ役</u>等それなりの役割は果たしていかなければならないと思っている。
- ・ <u>国の出先機関と連携しつつ、地方自治体、経済団体、関西広域連携協議会が三位一体となって取り組む必要</u>がある。また、地元住民やNPOも意見聴取先として参加する必要がある。
- ・ 評価指標や評価手法の開発・実施についても、主体的に取り組んでいきたい。
- ・ 社会資本整備をはじめ国として取り組むべき課題が地方には多く残されているため、地方が 主体的に計画策定に携われる段階ではなく、(国が策定するという)<u>現状の計画策定の仕組みを</u> 変える必要はない。現行の地方行財政制度では行政区域を越える広域レベルの計画取りまとめ は困難。

地方公共団体と連携して地域ビジョン等を作成した例・とりまとめ方法

- ・ 平成6年に「ほくとう銀河プラン」を策定した。
- ・ 平成12年に「ほくと七星構想」を作成。各県との調整は行わず、経済団体のみで作成した。
- ・ 学識経験者、経済界、民間団体等からなる委員会を設置し、「<u>北陸21世紀ビジョン</u>」を作成。県からの参加はなかった。
- ・ <u>中部圏</u>では、経済団体としてのビジョン作成時に、地方公共団体の意見ヒアリング及び職員がオブザーバーとして参画した事例はあるが、<u>イコール・パートナーとして作成した事例はな</u>い。
- ・ 地方公共団体及び経済団体で構成する<u>関西広域連携協議会で「広域・国際交流圏の形成」等</u> について検討を行っている。
- ・ 行政関係者、経済団体からなる発展推進協議会により、「<u>中国地方発展ビジョン</u>」を作成した。
- ・ 「東九州軸推進機構」を組織して活性化プランを策定した。

地域ビジョンとりまとめの仕組みが広域ブロック計画原案とりまとめの受け皿になりうる可能性について

- ・ 「<u>ほくとう銀河プラン</u>」を土台として、広域の協議体をつくり、そこで広域ブロック計画の 原案を作成することも可能ではないか。
- ・ <u>関西広域連携協議会</u>ではこれまでも「広域・国際交流圏の形成」等広域課題についての検討を行っており、こうした実績を活かし、今後の計画策定に一定の役割を果たすことが可能と考えられる。(一方で、現状では行政の総合調整をリードするまでには至っていないとする意見もある。)
- ・ 計画策定に先立ち<u>「四国の地域づくりを考える委員会」のような組織を立ち上げ</u>、課題や対 応策などを検討しておく必要もあるかもしれない。
- ・ 国の出先機関や県などの自治体と一体となって地域の将来の指針を示し、九州の公共事業の 効率的推進等を図ることを目的に<u>「九州地域戦略会議(仮称)」の創設を検討</u>しており、広域ブ ロック計画策定の仕組みに近いものである。

複数のブロックに重複している区域のあり方を含めた現在の圏域の見直しの必要性

(総論)

- ・ 圏域については基本的に地域の意向を尊重すべき。
- ・ <u>生活圏の一体</u>が重視される(中山間地域では地理面の一体も重要)。必ずしも<u>現在の県境に</u> こだわる必要はない。また、地方出先機関の管轄区域の一元化が必要。
- ・ <u>重複している区域</u>は、隣接する他ブロックの影響を受けている場合が多いため、<u>実情に即し</u> ての対応が必要。

(東北)

・ 圏域の見直しの必要性はない。

(北陸、中部)

- ・ 北陸地方には富山、石川、福井が必要不可欠。「越の国」構想もあり新潟が入ればなおよい。
- ・ <u>東海と北陸</u>は発展経緯、集積のあり方が異なり、気候・風土など様々な条件をとっても<u>一体</u> 的な感覚が生じがたい。
- ・ 圏域については、共通のプロジェクトや住民の共同体意識が根底にあることが望ましく、愛知、岐阜、三重を中心とする「東海圏」という括りが実情に合っている。

(近畿)

- ・ 圏域の範囲は、都市圏・経済圏を考慮しつつ、住民が将来像を共有できる範囲とすべきであ り、関西広域連携協議会の枠組みが一つの形と思われる。
- 三重県や福井県はこれまでどおり近畿の一部とすべき。

(中国)

・ 中四国で圏域を考えたい。

(四国)

・ <u>四国ブロックについては現状のままでよい</u>が、四国ブロックとは別に<u>「環瀬戸内」ブロック</u> <u>や西日本全体</u>を考える指針があってもよい。

(九州)

・ 経済団体としても検討が必要。

(3) 地方公共団体へのアンケート調査(その2:土地利用に関する計画)

都道府県・政令市に対するアンケート調査結果

-平成14年1月実施-

1. 調査の目的

本調査は、全国の都道府県・政令市を対象に、「土地利用に関する計画制度」について、現時点における認識を調査し、今後の検討に資することを目的としている。

2. 調査手法

アンケート調査票の配布・回収により実施した。(平成14年1月25日発送)

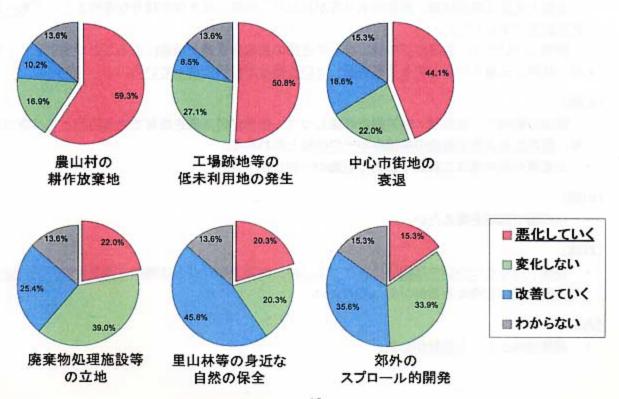
3. 回収結果

配布数:47都道府県、12政令市

回収数:46都道府県、12政令市

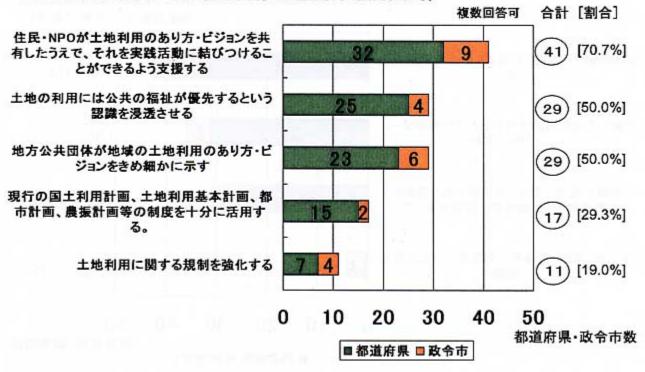
1. 土地利用上の課題に対する今後の見通し

土地利用上の課題に対する今後の見通しとしては、「農山村の耕作放棄地」、「工場跡地等の低未利用地の発生」、「中心市街地の衰退」が悪化していくと認識されている。



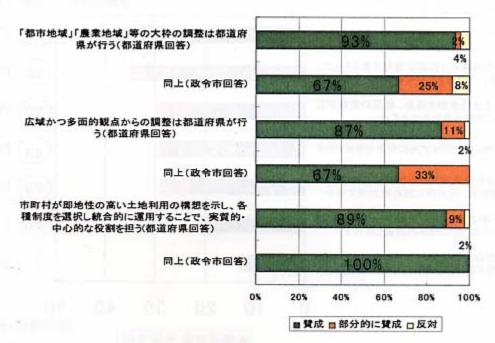
2. 土地利用上の課題に対する対応方針

土地利用上の課題に対する対応方針としては、「住民-NPOが土地利用のあり方・ビジョンを共有したうえで、それを実践活動に結びつけることができるよう支援する」ことや、「地方公共団体が地域の土地利用のあり方・ビジョンをきめ細かに示す」「土地の利用には公共の福祉が優先するという認識を浸透させる」ことの重要性が多く認識されている。



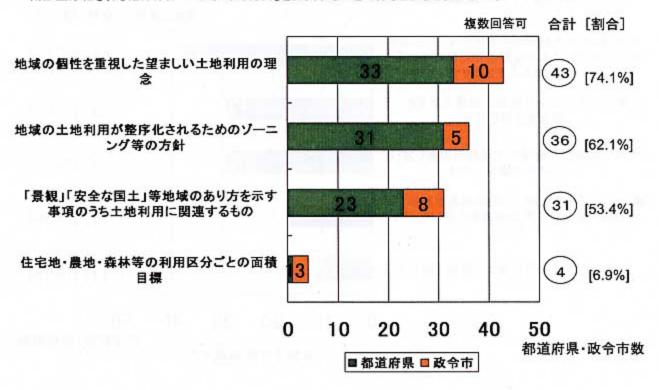
3. 土地利用上の課題に対する都道府県と市町村の役割分担

土地利用上の課題に対する都道府県・市町村の役割分担としては、「大枠の調整」「広域かつ多面的観点からの調整」は都道府県の役割であり、「即地性の高い土地利用の構想を示し、各種制度を選択し統合的に運用することで実質的・中心的な役割を担う」ことが市町村の役割であると認識している都道府県・政令市が極めて多い。



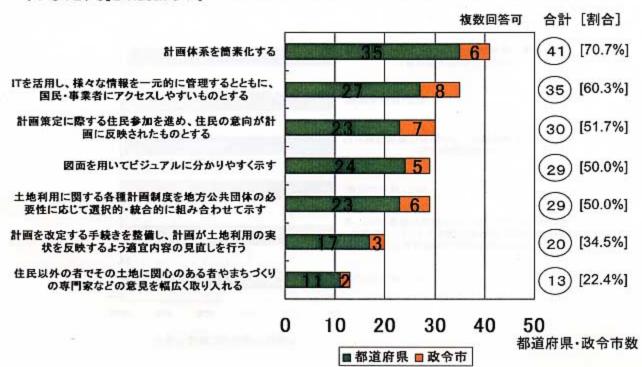
4. 現在策定されている計画と比べ、新たな土地利用に関する計画において充実する べき事項

新たな土地利用に関する計画においては、「地域の個性を重視した望ましい土地利用の理念」「地域の土地利用が整序化されるためのゾーニング等の方針」を充実するべきであるとする意見が多い。



5. 現在策定されている計画と比べ、新たな土地利用に関する計画を「使いやすく実効性のある枠組み」とするために必要な工夫

新たな土地利用に関する計画を「使いやすく実効性のある枠組み」とするためには、「計画体系を簡素化する」との意見が最も多く、次いで「ITを活用し、様々な情報を一元的に管理するとともに、国民・事業者にアクセスしやすいものとする」との意見が多い。



6. 今後の土地利用に関する条例の活用方策

(自由記入)

※都道府県・政令市の主なご意見をとりまとめたもの。 ※括弧書き数字は同主旨の回答をした都道府県・政令市数。

- 今後の土地利用に関する条例は、土地利用のビジョンを示すこと、環境保全を目的とすること、住民主体のまちづくりと情報開示を支援することが必要である。(9)
- まちづくり・地域づくりの視点を加えつつ、<u>条例を含む各種の</u> <u>土地利用制度を統合的に運用</u>していく必要がある。(5)
- 地域の個性を重視した土地利用が求められるなかで、市町村全体・地区レベルで策定した土地利用調整計画と条例を連携させるなど、条例を活用した土地利用調整が図られるべきである。 (9)

7. 都道府県・政令市からの主なご意見

(自由記入)

※都連府県・政令市の主なご意見をとりまとめたもの。
※括弧書き数字は同主旨の回答をした都道府県・政令市数。

【総論】

- 新たな土地利用に関する計画体系は、簡素化すべきである。(4)
- 土地利用に関しては、<u>「公共の精神」の醸成が重要</u>であり、優先させるべき公 共の福祉についての具体的な議論が必要である。(2)
- 地方公共団体の自主性、地域の個性が発揮できるような自由度のある計画体系 とすべきである。(4)

【都道府県における計画】

- <u>国土利用計画(都道府県計画)と土地利用基本計画の一本化</u>を図るべきである。 (4)
- 都道府県における計画は、<u>将来の土地利用の望ましい姿をビジョンとして示す</u> ことが必要である。(3)

【市町村における計画】

- 都道府県が都市地域等の大枠を設定し、市町村が土地利用の調整機能を中心的 に担うという役割分担は望ましい方向であり、<u>市町村が土地利用についての制度を選択し、決定・管理できる仕組みが必要</u>である。(4)
- 市町村の策定する土地利用調整基本計画を法令上位置付けるべきである。(4)

市町村に対するアンケート調査結果

-平成13年3月実施-

1. 調査の目的

本調査は、全国の市町村を対象に、現時点において、どのような土地利用上の問題が発生しているのか、また、その問題解決のためにどのような対策が講じられているのか、または必要とされているのか、等の点について市町村の考えを把握し、土地利用計画制度のあり方と土地利用調整上の課題の検討に資することを目的としている。

人口規模別市町村とアンケート回答市町村の関係

2. 調査手法

本調査はアンケート調査票の郵送配布

郵送回収により実施した。

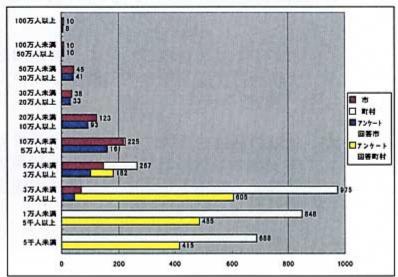
3. 回収結果

·配布数 : 3,229 票(H13.3 現在)

·回収数 : 2,033 票

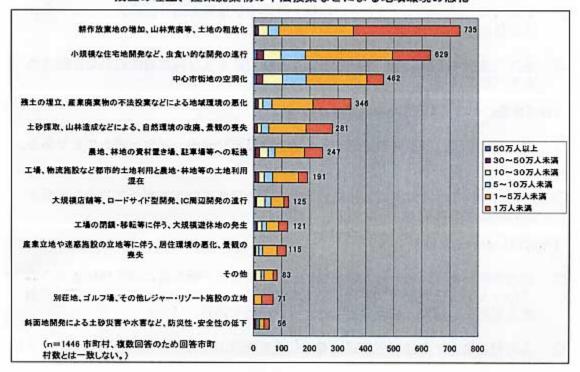
(うち、土地利用上の問題が発生していると回答した市町村は1,446)

·回収率 : 62.9%



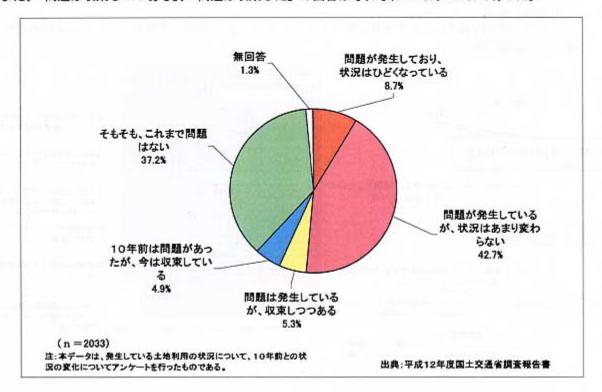
1. 市町村内で発生している土地利用上の問題点

- 市町村内で発生している問題点として以下のものが多く指摘されている。
 - ・耕作放棄地の増加、山林荒廃等、土地の粗放化
 - ・小規模な住宅開発など、虫食い的な開発の進行
 - ・中心市街地の活性化
 - ・残土の埋立、産業廃棄物の不法投棄などによる地域環境の悪化



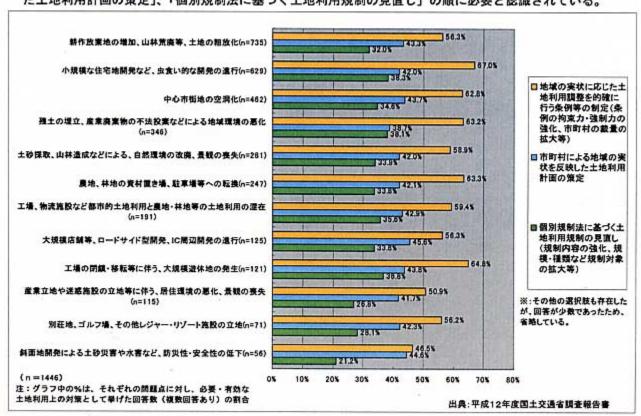
2. 土地利用上の問題の10年前との比較

〇10年前と比較して、「問題の状況はひどくなっている」の回答は全体の8.7%であった。 〇また、「問題は収束しつつある」、「問題は収束した」の回答はそれぞれ5.3%、4.9%であった。



3. 土地利用上の問題に対する必要・有効な土地利用調整上の対策

O 市町村における今後の土地利用上の問題への対策としては、「条例による対応」、「地域の実状を反映した土地利用計画の策定」、「個別規制法に基づく土地利用規制の見直し」の順に必要と認識されている。



4. 市町村の土地利用計画に位置付けたい内容と実効性の担保方策

- O 市町村の土地利用計画に位置付けたい内容として、7割以上の市町村が「各ゾーン毎に望ましい土地利用の方向を示す」と回答している。
- 土地利用計画に位置付けたい内容に関わりなく、「計画策定段階から、住民の十分な合意形成が必要」 との認識が高い。
- O 具体的な開発行為等に関する誘導基準等を定める場合には、「規制・誘導を行うための法的裏付けが必要」との認識が高い。

